

「中小企業者等の事業用不動産に係る賃料相当額の支払い猶予及びその負担軽減に関する法律案」の概要  
(「事業者家賃支払い支援法」)

令和2年4月28日

1. 対象

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により売上が令和2年2月以降の一月で対前年比 20%以上減収となった中小企業者等
- ・中堅企業者（資本金 10 億円以下）、個人事業主、NPO、社団等を含む（持続化補助金の対象全てを念頭）
- ・対前年比がとれない新規事業者、開業前だが家賃負担が発生している事業者も含む

2. 支払い猶予

- ・日本政策金融公庫に申請し、要件に合致する中小企業者等の、20%減収となった月以降の賃料債務の全部又は一部を代位弁済する。
- ・猶予期間は政令で規定。1年間が念頭だが延長可能。

3. 求償権の放棄

- ・公庫の求償権については、社会経済情勢や当該事業者の事業状況等を考慮し、適切に行使又は放棄。

4. 家賃減額支援

- ・賃貸人が中小企業者等の賃料債務を減額した場合、賃料債務の減額分の一部を補助する等、国は財政上の措置を講ずる。

5. 必要経費

- ・20%減収となる中小事業者等が6割程度とすると、全ての対象者が申請した場合、1年間で約5兆円。